

松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価準備書に対する
三重県環境影響評価委員会 調査審議結果（答申）

（総括的事項）

- 1 方法書から準備書にかけて、計画内容が大きく変更されている。準備書の内容についても未だ不確定な部分があり、今後さらなる計画変更が行われる可能性がある。また、本事業についての三重県環境影響評価委員会の審議過程において、環境の保全に係る課題については、明らかとなったものの、それらに対する事業者からの回答は、具体性を欠いたものであり、委員からは審議が満足に行えなかったとの意見があった。

これらのことから、評価書については、計画内容を十分に精査したうえで作成し、変更の経緯について遺漏なく具体的に記載するとともに、環境の保全に係る課題について、最新の知見をふまえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

また、以下の各項目において述べるとおり、環境に対する大きな影響が懸念されることから、最大限の環境保全措置を講じること。

なお、環境保全措置を講じたとしても、環境影響を十分に低減できない場合には、事業の中止又は規模の縮小を含めた検討を行い、検討の経緯を遺漏なく具体的に評価書に記載すること。

- 2 本事業については、地域住民から、騒音等の影響による環境面や土砂災害の誘発等の災害面において、事業実施を不安視する意見や反対する意見が数多く寄せられている。また、住民等からの質問に対する明確な回答が示されないなど、事業者からの説明が十分に行われていないとの意見も多い。

さらに、関係する松阪市長からも、次のとおり、地域住民の不安を強く懸念する意見が述べられている。

- ・方法書に対する市長意見提出以降に、対象事業実施区域の近傍に居住する住民から松阪市議会に対し、「白猪山山頂付近の市有地への風力発電施設建設を承諾しないよう求める請願」が提出され、市議会本会議において全会一致で採択されるなど多くの不安や懸念の声が上がっている状況にあることを特に強調しておきたい。一方、事業者はこれらを受け、事業計画を変更し、準備書手続きが進められているが、現段階において、地域住民の合意が得られていると言えない状況にある。
- ・調査の詳細や経緯並びに環境保全措置の検討の結果及び当該措置を講ずることとするに至った検討の状況について、積極的に情報提供を行った上で、地域住民への説明に最善を尽くし、地域住民の合意を得るよう求める。

これらに留意し、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、地域住民等と十分なコミュニケーションを図る等、不安の払しょく及び不満の解消に最大限努めること。

3 評価書には、対象事業の目的、内容及び環境影響評価の結果を分かりやすく記載するとともに、事業計画の詳細、事後調査の結果等が明らかになった時点で、随時、事業者自らが積極的に情報を公開し、地域住民の理解が得られるよう最大限努めること。

4 対象事業実施区域及び周辺地域において、重要な動植物が多数確認されていること、また、鳥に関しては国内希少野生動植物種であるクマタカを含め 100 種類以上が確認されていることから、この地域に生物多様性が豊かな生態系が成立していると言える。

近年、生物多様性の消失及びそれに起因する生態系サービスの低下が、人間生活に大きな負の影響をもたらすことは、世界的な共通認識になっている。

しかしながら、準備書の内容は、こうした事実や認識をふまえたものとは言いがたく、複数の委員及び住民から生物多様性保全に対する事業者の姿勢を疑問視する意見があった。

三重県中部は風況が良いため、既に多くの山域の稜線部に風力発電施設が設置されており、本事業の実施によって、このような場所を好む動植物の生息地のさらなる減少が懸念される。

今後、重要な種に対する環境保全措置の検討にあたっては、事業規模の縮小も含め、改変を最小限にとどめること等、結果として生息する多くの種の保全が可能となる措置を優先的に採用すること。

5 本事業の事業実施区域周辺では、他事業者により風力発電事業の環境影響評価手続が行われていることから、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、可能な限り累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。

その結果、重大な環境影響が生じると予測された場合は、他事業者と共同して環境保全措置を講ずるなどして環境影響の回避又は低減に努めること。

また、他事業と工事時期が重複することによる影響についても配慮するとともに、影響を回避又は極力低減すること。

6 三重県環境影響評価委員会の審議過程において、質問に対して、「専門家の指導や助言を得て対策を検討します」との回答が多くみられた。このことから、環境保全措置の検討にあたり、専門家から助言・指導を受ける場合には、評価書にその意見について具体的に記載するとともに、当該専門家の専門分野及び聴き取りを行った経緯を明らかにすること。また、可能な限り専門家の所属氏名をあわせて記載すること。

なお、既存文献の引用を行う場合には、文献全体の趣旨を正確に把握し、適切に引用を行うこと。

(個別的事項)

1 騒音

- (1) 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日環境省)に基づき、予測及び評価を行うこと。

なお、非常に静穏な場所では、残留騒音の測定結果が指針値未満であっても騒音による影響が懸念されるため、影響の回避、低減を検討するとともに、環境保全措置を実施する場合は、その内容を可能な限り具体的に示すこと。

- (2) 方法書時点から風力発電施設の機種を変更した経緯について、検討内容を具体的に示すこと。

なお、風力発電施設の機種を再検討する場合には、複数の機種を比較するよう努めたいうで、その経緯を具体的に示すこと。

2 水質、動物、植物、生態系、残土

- (1) メンテナンス道路及びアクセス道路について、改変面積が風力発電施設の設置場所と比較大きく、改変に伴う水の濁り及びそれによる動物、植物、生態系に対する影響が想定されることから、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

- (2) 本事業により発生する16万 m^3 の残土の搬出先及び処理方法等について、可能な限り詳細に示すこと。

搬出に伴う騒音及び振動の環境保全措置として、工事関係車両台数を平準化する場合は、一時的な残土置き場が必要となる可能性がある。残土置き場の設置により、直接的な改変及び改変に伴う水の濁りによる動物、植物、生態系に対する影響が想定されることから、適切に予測及び評価を行うこと。

3 風車の影

風車の影の評価において、風力発電施設からの距離と風車の影の影響について記載すること。風車の影については、地域住民から影響を懸念する声があることから、丁寧な説明を行うよう努めること。

また、風車の影の影響に対する環境保全措置については、可能な限り具体的に記載すること。

4 地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺には風化した花崗岩類及び花崗閃緑岩類が広く分布し、過去には土砂災害が繰り返し発生している。このため、地域住民及び松阪市長からは事業実施に伴う土砂災害の誘発を強く懸念する意見が寄せられている。

このことから、今後、詳細な設計を進めるにあたっては、深層風化の進行状況、リニアメントの分布状況及び地下水の状況等を確認し、土砂災害のリスク及び土砂災害発生に伴う生態系等の環境に対する影響を可能な限り低減すること。

5 動物、生態系

- (1) 事業実施区域周辺において確認された特別天然記念物のカモシカは、事業実施区域内を利用する可能性があるため、予測及び評価を行うこと。また、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
- (2) 天然記念物のヤマネについては、地域住民から生息の情報があることから、地域住民等から聴き取りを行うなどにより、必要に応じて調査、予測及び評価の再実施を検討すること。
- (3) バードストライク及びバットストライクの発生を最小限とするため、航空障害灯の波長や点滅間隔、風力発電施設の彩色などについて、最新の知見を採用するとともに、カットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時のフェザリング（風力発電施設のブレードを風に対して並行にすること）について検討すること。
また、鳥やコウモリの渡りのコースは気象条件等によって変化することから、リアルタイムのモニタリングシステムの導入等により、詳細に事後調査を実施することを検討すること。事後調査の結果、渡りの時期において、衝突が頻繁に見られる場合には、その期間、風力発電施設の運転停止を検討すること。
- (4) 重要な鳥類の影響予測にあたっては、各文献を適切に引用するとともに、複数種をまとめてではなく、種毎に予測及び評価すること。特に、サシバ及びミゾゴイについては、必要に応じて、「サシバの保護の進め方」（平成25年12月、環境省自然環境局野生生物課）「ミゾゴイ保護の進め方」（平成28年6月、環境省自然環境局野生生物課）を参照し、影響が回避、低減できない場合には、風力発電施設の配置及び基数の見直しを検討すること。
- (5) 生態系において、上位性注目種として選定したクマタカについては、準備書で示された飛翔図等からも繁殖への重大な影響が予測される。「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）に沿って予測及び評価を行い、営巣木から1km以内の風力発電施設の設置の取りやめや範囲外への再配置等により影響を回避すること。
- (6) クマタカについて、風力発電施設の供用期間中に約2羽が衝突すると予測されている。この予測結果について、三重県環境影響評価委員会の審議の過程においてクマタカへの影響を評価するよう求めたところ、クマタカのバードストライクに関する専門家の意見として「1ペアあたりの年間衝突数が0.05以下であれば供用期間20年の間に片親が1回当たる確率であり、補充する個体が有り得るので、影響は少なくなると思う」という見解を用いたうえで「影響が小さい」との回答がなされた。
しかしながら、三重県におけるクマタカの繁殖成功率は約30%とされており、全国的にもクマタカの繁殖成功率が低下傾向にあると言われているなかで、供用期

間中に少なくとも2ペア双方の片親が衝突するという予測結果については、看過できないことから、風力発電施設の配置及び基数の見直し等により影響を回避すべきであること。

6 植物、生態系

- (1) 対象事業実施区域では、イロハモミジ・ケヤキ群集が小パッチで残存しているように、様々な植物群落がモザイク状に分布しており、生物多様性に寄与していることが考えられることから、二次林等も含め、改変面積を可能な限り縮小するよう努めること。
- (2) 改変による生育環境の減少・喪失に係る影響が予測された種に関する環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。なお、やむをえず代償措置として移植を行う計画とする場合には、移植先の候補地や移植の方法について、移植個体の定着のみならず移植先での遺伝子かく乱の防止等の観点からも、実現可能な計画を具体的に記載すること。

7 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

- (1) 主要な眺望景観のうち白猪山山頂として選定している地点は、白猪山山頂三角点から約100m離れていることから、その場所を選定した理由を追記すること。また、必要に応じて三角点についても地点として選定すること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、香肌峡県立自然公園の一部が含まれている。また、白猪山は重要な眺望対象である。このため、設置する風力発電施設が山稜線やスカイラインを分断する等、白猪山の眺望に著しい支障を及ぼさないよう、配置等について検討すること。